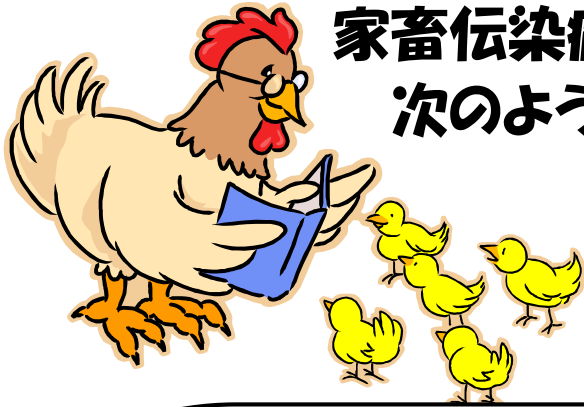


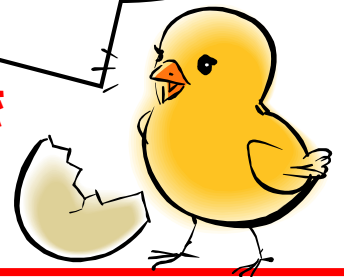
# 家畜の飼養衛生管理基準



家畜伝染病予防法施行規則第21条で、  
次のような基準が決められています。  
基準の励行に努めましょう。

- 1 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行い、家畜および作業着、作業靴等を清潔に保つ。
- 2 畜舎に出入りする際は、手指、作業着、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の拡がいを防ぐために必要な消毒、その他の措置をとる。
- 3 農場に出入りする者の立入を制限するとともに、農場に入る人や車両は消毒する。
- 4 畜舎の間隙や破損等の点検・修繕とともに、防鳥ネットの設置等により窓や出入口からのねずみ、野鳥等の野生動物の侵入を防止する。
- 5 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう努める。
- 6 上水道など飲水に適した水を給与する。
- 7 ねずみやハエ等の害虫を駆除する。
- 8 他の農場から家畜を導入する場合は、異常のないことを確認するまで隔離飼育する。
- 9 他の農場に出荷する際は家畜の健康状態を確認する。
- 10 家畜の健康管理と異常の早期発見・早期通報に努める。
- 11 過密飼育は避ける。
- 12 埋却場所の確保や来場者の記録等、家畜伝染病の発生時に備える。

異常発見の際は、  
最寄りの家畜保健衛生所まで  
ご連絡ください！



姫路家畜保健衛生所  
朝来家畜保健衛生所  
淡路家畜保健衛生所

姫路市香寺町中村 595-15  
朝来市和田山町高田 666  
南あわじ市広田広田 1227

TEL 079-240-7085  
TEL 079-673-2331  
TEL 0799-45-1129